

契約課において執行している建設工事及び建設関連業務委託の入札については、事後審査型の方法により入札を執行しています。

1. 事後審査型競争入札とは、

入札執行時には、予定価格の制限の範囲内において入札金額の最も低い者を『落札候補者』として決定し、市が定める期間内に必要な入札証明資格確認書類（以下「証明書類」といいます。）の提出を受け、内容の審査を行ったうえで、資格を満たしていると認められる場合に、『落札者』とする入札方式のことです。

2. 対象案件[競争入札案件に限ります。]

対象案件	設計金額が3,000万円を超える建設関連業務委託（建築設計業務(建築物施工監理業務を含む。)、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務、土木測量設計業務)
	建築一式工事については、設計金額7,000万円以上
	その他の建設工事については、設計金額3,500万円以上

3. 証明書類等

証明書類等は次のとおりとします。

証明書類	内容[証明書類は、「写し」で結構です。]
① 事業者と配置予定技術者との雇用関係を証明する書類 ◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。	(1) 健康保険被保険者証又は被保険者標準報酬月額通知書(又は取得届) (2) 住民税特別徴収税額通知書 (3) 雇用通知書[雇入通知書又は雇用条件通知書] ◆原則、証明書類は(1)～(3)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合においては、直接的かつ恒常的な雇用関係(雇用期間は※ ¹ 及び※ ² を参照)が確認できる証明書類も可とします。 ※ ¹ 一般競争入札においては、入札参加資格申請日以前3か月以上 ※ ² 指名競争入札においては、入札執行日以前3か月以上 ただし、建設関連業務委託に係る配置予定技術者については、証明書類の審査時に雇用関係を有していれば可とします。 ◆事業所の代表者が技術者となる場合は、証明書類は不要です。
② 配置予定技術者の保有資格の内容を証明する書類 ◇内容の詳細については、契約担当まで御相談ください。	(4) 免状(国家資格)証明書又は認定証(大臣認定者) (5) 登録証(携帯登録証可※ ³) ※ ³ の記載事項中に、所属企業名又は個人事務所の名称が記載してある場合は、①の雇用関係を証明する書類は不要とします。 (6) 資格(登録)証明書又は記載事項証明書 ◆原則、証明書類は(4)～(6)のいずれかとしますが、当該証明書類を提出することが困難な場合(例えば、配置予定技術者が実務経験により資格を有しているなど)においては、雇用主(代表者)による実務経験を証する書類(様式は任意)も可とします。
③ 提出期限※ ⁴	落札候補者となった日の翌日午後5時まで ※ ⁴ 提出期限日が土、日、祝日等である場合は、その直後の平日とします。
④ 提出方法	契約担当課窓口にて証明書類を持参するか又はファクシミリにより送信し、契約担当者の審査を受けること。

4. 資格審査

落札候補者が証明書類を持参された場合には、提出された証明書類を直ちに審査し、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者に対し「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を手渡し、契約締結に必要な指示を行います。また、満たしていると認められない場合には、「入札参加資格審査確認結果通知書」を手渡します。

ファクシミリの場合は、送信された証明書類を直ちに審査し、審査による結果を電話により通知した後に「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を送達します。また、満たしていると認められない場合にも、その旨を電話により通知した後に、「入札参加資格審査確認結果通知書」を送達します。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した者のうち次点の者を落札候補者とし、証明書類の審査を行います。次点の落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は次順位の者を落札候補者として順次繰り上げるものとし、落札者が決定するまで資格審査を行います。

5. 契約締結期限

落札者となった日(落札結果を通知した日) から7日以内とします。

6. 入札の無効

次の場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- ①落札候補者が、提出期限までに証明書類を提出しない場合。
- ②落札候補者から提出された証明書類を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合。

7. 留意事項

落札候補者が証明書類を提出できない等の理由により契約を締結できない場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ①落札候補者は落札者ではないため、契約を締結できなくなった場合でも違約金の徴収は行いません。

ただし、落札者となった者が、資格がないと確認できた場合は違約金が発生します。

- ②入札において、次点の者が複数存在した場合は、次順位の落札候補者となる者を決定するために、入札後に「くじによる抽選」を行うものとします。(ただし、電子入札システムの方法による入札の場合は、入札後ではなく、落札候補者となった者の入札が無効と認められたときに、システム上で行なわれます。)

また、当該次点の者が抽選に参加できない場合には、入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせることができるものとします。

なお、落札候補者が落札者と認められない場合は、次順位となった者を落札候補者とみなし、直ちに電話等により連絡し、必要な指示を行います。

8. その他

- ①入札結果については、入札終了後に速やかに公表していますが、入札執行の方法又は当該入札案件の種類によっては、落札候補者が落札者として認定された後に行う場合もあります。御了承ください。
- ②落札候補者又は落札者以外への通知は、ホームページの入札結果の公表をもって代えるものとします。